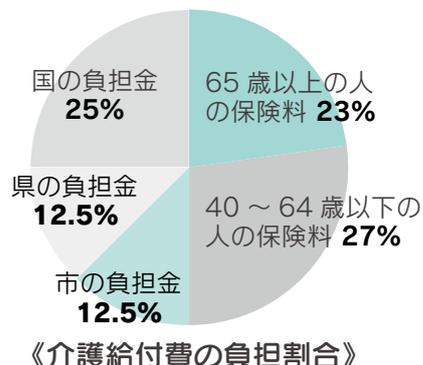


第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料について

第1号被保険者の保険料は3年ごとに改定されます。令和3年度から5年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額については、令和2年度までと同額の月額5,500円です。保険料額は、下表をご確認ください。

また、介護給付費(介護サービス利用額)の負担割合は、右図のように、50%が保険料、残りの50%が国・県・市の公費による負担になります。 高年齢福祉課 (☎ 82-1172)



◎ 65歳以上の介護保険料 (表中の□が基準額)

| 段階 | 該当者 | 令和3～5年度保険料 | | | |
|-------|-----------------|--------------------------------------|----------|---------|----------|
| | | 保険料率 | 月額 | 年額 | |
| 第1段階 | 世帯全員が 市民税非課税 | 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 | 基準額×0.3 | 1,650円 | 19,800円 |
| | | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | | | |
| 第2段階 | 世帯内に 課税者がいる | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下 | 基準額×0.45 | 2,475円 | 29,700円 |
| 第3段階 | | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える | 基準額×0.7 | 3,850円 | 46,200円 |
| 第4段階 | 本人が 市民税課税者 | 本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.9 | 4,950円 | 59,400円 |
| 第5段階 | | 本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える | 基準額 | 5,500円 | 66,000円 |
| 第6段階 | 本人が 市民税課税者 | 合計所得金額が125万円未満 | 基準額×1.1 | 6,050円 | 72,600円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が125万円以上190万円未満 | 基準額×1.25 | 6,875円 | 82,500円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が190万円以上450万円未満 | 基準額×1.5 | 8,250円 | 99,000円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が450万円以上700万円未満 | 基準額×1.75 | 9,625円 | 115,500円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満 | 基準額×2.0 | 11,000円 | 132,000円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額が1,000万円以上 | 基準額×2.25 | 12,375円 | 148,500円 |

介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の人は、申請により介護保険料が減免になる場合があります。詳しくは高年齢福祉課介護保険係にお問い合わせください。

◎ 介護保険料の減免の対象となる人

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年の収入が令和2年の収入と比べて著しく減少することが見込まれる人